

いのちのとりで裁判 きょう名古屋地裁で判決

生活保護問題対策全国会議代表幹事(弁護士) 尾藤 廣喜 さん



生活保護基準を引き下げたことは憲法25条と生活保護法に違反するとして、引き下げ処分の取り消しを国と自治体に求めてきた「いのちのとりで裁判」。全国の保護利用者が原告です。名古屋地裁は全国に先駆けて25日、判決を出します。生活保護問題対策全国会議代表幹事の尾藤廣喜弁護士に裁判の意義を聞きました。(岩井並紀)

「新設」ロソナヘルス
 感染拡大で、困難する人が急増しました。
 生活保護法改正案をめぐり、厚生労働省は自治体の負担増、社会福祉協議会や市民の苦しみを支えなければならぬ懸念に悩んでいます。しかし、生活保護の権利が後退し、不平等な格差を生み出される非正規労働者約100万人をどう支えていくのか、これが最大の課題です。こうした中、生活保護問題対策全国会議の原告を助ける弁護団として、尾藤廣喜(おとふりひろき)弁護士が活躍しています。

「生活保護は最後のセーフティネットです。この裁判は、国が2019年8月から15年4月だけ一回下りたばかりで、平均6.8%、最大10%もの生活保護額引き下げを強行しています。引き下げた額を返してあげてほしいです。」

進行が遅延してきたこと、多大の損害を被った被害者が出たこと、私たちが「いのちのとりで裁判」を提起したのだから、撤回しない訴訟活動を展開しよう、1万人の訴訟請求を呼びかけました。全国で約1万人以上の人が訴訟請求を、うち名古屋地裁で1000人以上が原告になりました。

生活保護基準は生活支える「岩盤」、社会保障のあり方を司法は明確に

「いのちのとりで裁判」は、生活保護基準の引き下げが憲法25条と生活保護法に違反するとして、引き下げ処分の取り消しを国と自治体に求めてきた訴訟です。名古屋地裁は25日、判決を出します。生活保護問題対策全国会議代表幹事の尾藤廣喜(おとふりひろき)弁護士に裁判の意義を聞きました。

「生活保護は最後のセーフティネットです。この裁判は、国が2019年8月から15年4月だけ一回下りたばかりで、平均6.8%、最大10%もの生活保護額引き下げを強行しています。引き下げた額を返してあげてほしいです。」

進行が遅延してきたこと、多大の損害を被った被害者が出たこと、私たちが「いのちのとりで裁判」を提起したのだから、撤回しない訴訟活動を展開しよう、1万人の訴訟請求を呼びかけました。全国で約1万人以上の人が訴訟請求を、うち名古屋地裁で1000人以上が原告になりました。

ひとう・ひろき
 1947年香川県生まれ。70年、厚生省(現厚生労働省)入省。75年、弁護士登録。共著に『これが生活保護だ』(高橋出版)、『生存権』(同成社)など。



全国で裁判に勝利しようとした大決起集会＝2月23日、名古屋市中区

「いのちのとりで裁判」は、生活保護基準の引き下げが憲法25条と生活保護法に違反するとして、引き下げ処分の取り消しを国と自治体に求めてきた訴訟です。名古屋地裁は25日、判決を出します。生活保護問題対策全国会議代表幹事の尾藤廣喜(おとふりひろき)弁護士に裁判の意義を聞きました。

「生活保護は最後のセーフティネットです。この裁判は、国が2019年8月から15年4月だけ一回下りたばかりで、平均6.8%、最大10%もの生活保護額引き下げを強行しています。引き下げた額を返してあげてほしいです。」

進行が遅延してきたこと、多大の損害を被った被害者が出たこと、私たちが「いのちのとりで裁判」を提起したのだから、撤回しない訴訟活動を展開しよう、1万人の訴訟請求を呼びかけました。全国で約1万人以上の人が訴訟請求を、うち名古屋地裁で1000人以上が原告になりました。

「いのちのとりで裁判」は、生活保護基準の引き下げが憲法25条と生活保護法に違反するとして、引き下げ処分の取り消しを国と自治体に求めてきた訴訟です。名古屋地裁は25日、判決を出します。生活保護問題対策全国会議代表幹事の尾藤廣喜(おとふりひろき)弁護士に裁判の意義を聞きました。

「生活保護は最後のセーフティネットです。この裁判は、国が2019年8月から15年4月だけ一回下りたばかりで、平均6.8%、最大10%もの生活保護額引き下げを強行しています。引き下げた額を返してあげてほしいです。」

進行が遅延してきたこと、多大の損害を被った被害者が出たこと、私たちが「いのちのとりで裁判」を提起したのだから、撤回しない訴訟活動を展開しよう、1万人の訴訟請求を呼びかけました。全国で約1万人以上の人が訴訟請求を、うち名古屋地裁で1000人以上が原告になりました。